

令和4年 網走市議会
重油漏れ事故対策検討特別委員会 会議録
令和4年9月26日(月曜日)

○日時 令和4年9月26日 午後3時53分開会

○場所 議場

○議件

1. 油流出事故の対応状況について
2. 北海道への意見書提出について

○出席委員(8名)

委員長	小田部 照
副委員長	松浦 敏司
委員	金兵 智則
	栗田 政男
	近藤 憲治
	立崎 聡一
	永本 浩子
	平賀 貴幸

○欠席委員(0名)

○議長 井戸 達也

○委員外議員(0名)

○傍聴議員(3名)

澤谷 淳子
古田 純也
村椿 敏章

○説明者

副市長	後藤 利博
市民環境部長	武田 浩一
農林水産部長	川合 正人
生活環境課長	近藤 賢
水産漁港課長	渡部 貴聰

○事務局職員

事務局長	林 幸一
次長	石井 公晶
総務議事係	早渕 由樹

午後3時53分開会

○小田部照委員長 ただいまから、重油漏れ事故対

策検討特別委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、油流出事故の対応状況について協議いたします。

それでは、油流出事故の対応状況について説明を求めます。

○渡部貴聰水産漁港課長 それでは資料1号を御覧ください。

油流出事故の対応状況について御説明いたします。

(1) 事故の発生の場所、(2) 事故の状況につきましては、前回も御説明しておりますので割愛させていただきます。

(3) 事故後の経過についてですけれども、9月15日に開催されました当特別委員会にて、3月23日の事故発覚から9月12日の対策協議会による現地視察までの経過について、御説明させていただいておりますので、それ以降について本日は御説明したいと思います。

まず、9月16日、北海道総合研究機構エネルギー環境地質研究所の専門家によりまして、現地調査、それから現地指導を北海道が実施してございます。

出席者につきましては資料に記載のとおりとなっております。

内容につきましては、まず、専門家からホテルによる地下ボーリング調査等試掘箇所視察を行っております。

その中で、油の現状把握、計画的なボーリング調査、油の発見から撤去までのロードマップの作成、漏えいした重油の処理量の把握が必要であるという指摘を受けてございます。

また、観光ホテルでは、ボイラー室直下ですね、掘削調査を計画しており、専門家から技術的な助言を受けてございます。

続きまして、同日、当該視察の結果について、対策協議会への説明が行われております。

出席者につきましては資料に記載のとおりとなっております。まず、振興局長から水質汚濁防止法の法解釈、それから北海道の体制整備及び今後の対応方針について説明がありました。

その中で、水質汚濁防止法第14条の2に関する法解釈につきましては、現時点では公共の水域に流出す

るおそれについて不明であり、この判断材料については、行政指導によりホテルに求めていくということです。

なお、おそれが確認された段階で、道として措置命令を行うことができるということをごさしました。

また、専門家による現地視察を行いまして、今後の調査方針と計画について、9月30日までに道に提出するように、ホテルに文書により指導するということをごさします。また、今後、道が主体となって調査方法などの助言指導を行うということをごさしました。

続きまして、資料2ページに移ります。

9月20日、観光ホテル重油漏れに関する指導の強化について、対策協議会にて、北海道知事へ要請活動を実施してごさします。

要請者につきましては記載のとおりとなっております。対応者につきましては、鈴木知事、小玉副知事、森環境生活部長、山口水産林務部長、竹沢環境保全局長、杉西推進基盤整備担当局長となっております。

要請内容につきましては、科学的根拠に基づく調査と技術的サポートを当事者ホテルと北海道がともに行う体制をつくり、漏えいした重油の現状を把握し、速やかな汚染土の全量撤去を進めるよう、一層の指導の徹底について、北海道に要請してごさします。

また、ホテル側がそれらに応じない場合につきましては、法に基づく命令や行政代執行も視野に入れた強い対応をするよう要望をいたしております。

これに対しまして、知事より、道総研の専門家による助言に基づく調査について、ホテル側への依頼と、当該調査結果に基づく適切な対応を実施、対応方針の地元への説明について、強くホテルに働きかけ、地域の不安解消に向け、地域と一体となり、この問題に対応するというように回答を頂いてごさします。

以降、資料3ページ目から5ページ目までは、9月20日の要請書の原本の写しをつけてごさします。

私のほうの説明は以上です。

○小田部照委員長 ただいまの説明で質問等ごさしませんでしょうか。

○永本浩子委員 先日、道知事のほうにも要請書を出した旨が、様々なマスコミでも報道されておりましたけれども、9月16日、観光ホテルでは、ボイラ

一室下の掘削調査を計画しており、専門家より技術的な助言を受けたということが書いてあるわけなのですけれども、私たちとしても本当にこの8,000リットルもの重油が一体どこにあるのか、本当にどれだけのものがあるのかというところが、まず、その把握が第一ということだったのですけれども、結局はこのボイラー室を壊さなくてもボイラー室下の掘削調査ができるということになったわけなのですでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 ホテルのほうでは、ボイラーの下をですね、取り壊さない状況で掘削することなのですけれども、これにつきまして、当然、ボイラー室の中には様々な機材等ごさしますので、まず掘削する場所が限定されるということ、それらも加味した中で、どのような場所でボーリングするのが一番効果的であるかということ、専門家のほうに助言を求めております。

その中で、専門家のほうからは、漏えい箇所に近いところから掘削するか、もしくは遠くから掘削するか判断は難しいのですけれども、様々なですね、制約がある中で、今回については漏えい箇所の近くで掘削するほうがよいのではないかとということで、助言をされたというふう聞いております。

○永本浩子委員 かなり煮詰まった話になってきているのかなと思っておりますけれども、そういった助言を受けた上で、ホテル側としては、いつ頃からこのような形でやりたいというような、そういったことは具体的なものは、今のところ出ているのでしょうか、どうなのでしょう。

○渡部貴聴水産漁港課長 時限的なこと、それからボーリングの詳細については、まだ私どもには、情報は何も入ってごさしません。

○永本浩子委員 その辺のところ、もうこの冬の到来というところも考えたときに、少しやっぱり急いでもらいたいというのが、私たち側の、市としては一番切実なところだと思いますけれども、こういった助言を受けたホテルとしても、そういった助言を受けて具体的な方法もある程度こう見てきたということで、市としては、どれぐらいの時点でこのホテルに対してここを具体的にするのか、そういったところをどう詰めていくとお考えでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 まずはですね、北海道の説明では9月30日までに、ホテル側から今後の調査計画等について示されるということですので、そちらを受けてからだと思っておりますが、その内容を

受けた中でですね、果たしてそれが本当に、科学的
で有識者も納得しているものかどうかということ
をきちんと見極めた中で、今後の対応については検討
してまいりたいというふうに考えております。

○永本浩子委員 とても大事な視点だと思います。

やっぱり9月30日に示されて、この10月がちょっ
と勝負かなと私個人的には思っておりますけれど
も、そういったところ、時期を逸しないように、ぜ
ひしっかりと確認もしながら、専門家の方の意見も
頂きながら、確実に前に進むようにしていただ
ければと思います。

また、水質汚濁防止法の法解釈についても、もう
一步、おそれが確認された段階で、措置命令を行
うことができるということで、その辺のところも少
し前に進んできたのではないかなと思っております
ので、しっかりその辺を詰めていただければと思
っております。

そして、知事に要請をしたということで、様々報
道もされましたけれども、しっかり知事のほうか
ら、道総研の専門家による助言に基づく調査につ
いて、ホテル側への依頼と、当該調査の結果につ
いて適切な対策の実施等ということに対応してい
くということで、お答えを頂けたということな
ので、今後の流れとしては、道のほうとの連携
というのは、どのような形で行っていくように、
スケジュール的には考えていらっしゃるのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 北海道と今後の調整
なのですけれども、地域と連携を密にということで、
今までもですね、御報告しておりますように、各
調査等があるたびに、北海道のほうへ申し入れ
を行って協議を実施しております。

現状ではまずですね、9月30日にホテル側
から示されるというふうに聞いておりますので、
その段階でお話を受けるとともに、今回実施
しました知事要請を受けた中で、今後北海道が
具体的にどのような対応を行うかについても
確認してまいりたいというふうに思っております。

○永本浩子委員 ぜひ、大変かと思
いますけれども、その辺のところしっかりと
詰めていただければと思います。

また、知事に出したこの要請書な
のですけれども、中身は本当に、よく網走の
現状が伝わる中身になっているなと思
っているところなのですけれども、こ
ういった要請書を知事のほうに出した
ことは、ホテルの社長のほうには伝
わってはい

でしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 今回、要請書
を出すことについては、ホテル側には私
どものほうからはお話しして
おりませんので、そこがですね、ど
こまで伝わっているのかはちょっ
と現段階ではわかりません。

○永本浩子委員 可能なか
どうかなのですけれども、こ
うやって要請書の中身等を、横
浜の社長のほうに送って、し
っかり確認してもらうという
ようなことはできるものな
のでしょうか。難しいので
しょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 今
回の要請書につきましては、
あくまでも北海道知事に
出しているものでござ
います。

ちょっと北海道に聞
かなければわからない
のですが、今回この
ような動きがあった
ことを道からホテル
側に話しているか
どうか。また、報
道等でもですね、
幅広く流れている
案件ですので、多
分、支配人レ
ベルまでは情報
は回っていると思
います。

○永本浩子委員 前回お聞
きしたときにも、
確実に社長の
ところまでい
っているか
どうかま
ではちょ
とわから
ないとい
うことだ
ったので、
やはり社
長のし
っかりと
認識し
てもら
えるよ
うな形
を、ぜ
ひちょ
っと考
えてい
ただ
ければ
と思
いま
す。

よろしく
お願い
いたし
ます。

私のほう
からは
以上
です。

○小田部照委員長 ほかの委員
いかが
でしょ
うか。

○平賀貴幸委員 何点か
だけ、
ちょっ
と確認
をさせ
ていただ
きたい
と思
いま
す。

前回の説明の
ときに、16
メートル
以上の掘
削は、地
下水噴出
による汚
染範囲の
拡大のリ
スクがあ
るため終
了とした
というふ
うにある
のですけ
れども、
これは誰
の判断で
、この
うい
うリ
スク
があ
る
か
ら
終
了
し
た
と
い
う
こ
と
に
な
る
と
い
う
ふ
う
に
理
解
し
て
い
い
で
し
よ
う
か。

○渡部貴聴水産漁港課長 誰
の判断か
というこ
ろまでは
詳細には
聞いてお
りません
が、様々
ですね、
お話を聞
いている
中で……
すみませ
ん、想定
で大変恐
縮な
のです
け
れ
ど
も、
ボー
リング
掘削業
者も
し
く
は
ホ
テ
ル
の
判
断
で
あ
る
と
い
う
ふ
う
に
認
識
し
て
い
ま
す。

○平賀貴幸委員 私
も恐
らく
そ
う
な
の
だ
ろ
う
な
と
い
う
ふ
う
に
思
っ
て
い
ま
す。

それで、
たまた
まいろ
いろ御
縁があ
って、
別の
事業
さん
にお
話を
伺
う機
会が
ござ
いま
した。

実際に、
道内
で重
油流
出事
故が
あ
っ
た
場
合
に、
最

も対応する経験が多い企業さんということになります。

そこにお話を伺ったところですね、こういったケースの場合、むしろ水が出る地点まで掘削をした上で、そこをそのまま井戸にしてしまう。

万が一、油がそこから出てきた場合は、油が出てこなくなるまで、水を吸い上げ続けるという対応をしていかないと、むしろ位置の特定というのは難しいというふうに思いますというお話でした。

また、そういった方法で除去することをして、なお除去できない部分について、微生物を活用したり、薬剤を活用したりするという事は、こういう技術だとあり得ますねというお話もされておりました。

その話を聞いていて、この文書を改めて読んだときに、やはり多分そのホテルさんと事業者の判断で多分こういうふうになっているのだろうと思います。限られた時間の中で考えると、この方法でやっていって、果たして間に合うのだろうかというところが、やはり心配ではあります。

主管は、網走市ではなくて、北海道ということになりますから、別の事業者さんを通じてやる方法も含めてですね、北海道を通じて、ホテル側に働きかけることもやっぱり必要なかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 今、御指摘を受けましたように、ボーリングの拡散につきましては、有識者、専門家が来た際に指摘がありまして、今回ですね、業者が実施しているボーリングというのは、専門的なことは私はわからないのですけれども、普通にボーリングを、何もスリーブ、外側に管を入れない中で掘っているそうです。そのほうが経費がかからないと。

その代わりに、多点、たくさんの点をボーリングできるということで、そういう方法をとったのであろうと。

今、お話ありましたように、本当に調査をするためには、地下水まで出なければならぬというのは、私たちも同じ考えでありまして、そのためには、外側にスリーブが入ってですね、ボーリングをすれば、拡散を防止できるということは、専門家のほうもおっしゃってございました。

今、お話ありましたように、この限られた時間の中で、私どもも同じ認識でございます。

もうすぐ雪が降るとなると、それから刻一刻

とですね、油も拡散していることも予想されますので、今のようですね、お話につきましては北海道とも話をして、道のほうにもですね、前回協議をした際に何社か専門の業者もいるというようなお話がありましたので、まず30日に出てくる内容を受けた中で、今受けたような話も入れた中ですね、なるべく効果的で、速やかに問題解決に向けて動けるよう、引き続き働きかけてまいりたいというふうに思っております。

○平賀貴幸委員 この間、私は呼人に住んでいますので、呼人の漁師さんたちとも、いろいろとお話をさせていただく機会が少なからずありました。

まず、こんなことが起きていることすら全然わからないまま、報道で知ったという漁師さんたちが、驚くべきことに多いです。そのことも驚いています。

ここは、やはり網走市の伝え方がまずかった部分だと、やっぱり思うのは確かなのですけれども、それを置いておいても、御承知のとおりなのですよね、今さら釈迦に説法ですけれども、湖のあれだけ漁獲の状況が厳しくなってきた、本当にどうしようかという切実な状況が各漁師さんあって、仲買人にだって1社、一つ撤退してしまっていて、いろいろ商売もしづらくなっている状況もあるのは御承知のとおりですよね。

そんな状況がある中で、なお流出したら、もう絶対もう食べていけないというのが、もう切実な願いなわけです。

ぜひ議会でも、そうした手法の変更を求めるような具体的な話まであったということ、やはり北海道に伝えていただいて、強くですね、実現可能な方法に切り替えていただくと。

いや、いろんなメンツだとか、いろいろつながりとかあると思いますけれども、経過的にそんなこと言われる状況ではないぐらい時間が足りない、やはり同じことおっしゃっていました。

雪解けになったときに、もう駄目になってしまうのではないかと、不安で夜も眠れなくなるのだという話までされておりました。

本当に切実な状況ですので、ぜひですね、ここは地元選出の道議にも含めて、こういうこともぜひ網走市からも、我々も伝えますけれども、伝えながらですね、力を合わせていければと思います。

ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、この件につきましては、この程度といたします。

○小田部照委員長 次に、北海道への意見書提出について協議したいと思います。

意見書案については、既に皆さんに御確認いただいているところでありますが、これを提出者は誰にして、特別委員会として本会議に上程するか否かについて確認したいと思います。

暫時休憩いたします。

午後4時13分休憩

午後4時13分再開

○小田部照委員長 それでは、再開いたします。

意見書について、提出者は誰として、特別委員会として本会議に上程するのかを確認したいと思います。御発言お願いいたします。

○平賀貴幸委員 提出者の賛同者も含めてでいいですね。

提出者は、この委員会で審議しましたので、委員長が提出者に、賛同者については、委員全員で賛同するという形が望ましいというふうに思います。

○小田部照委員長 他の委員いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように取り扱わせていただきます。本会議にも上程するという事でよろしかったですよね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように取り扱わせていただきます。

他の委員、その他何かございましたでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではこれもちまして、重油漏れ事故対策検討特別委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後4時14分閉会
